

第3期須賀川市国民健康保険 データヘルス計画 【概要版】

(2024(令和6)年度～2029(令和11)年度)



2024(令和6)年3月
須賀川市

I 計画の目的

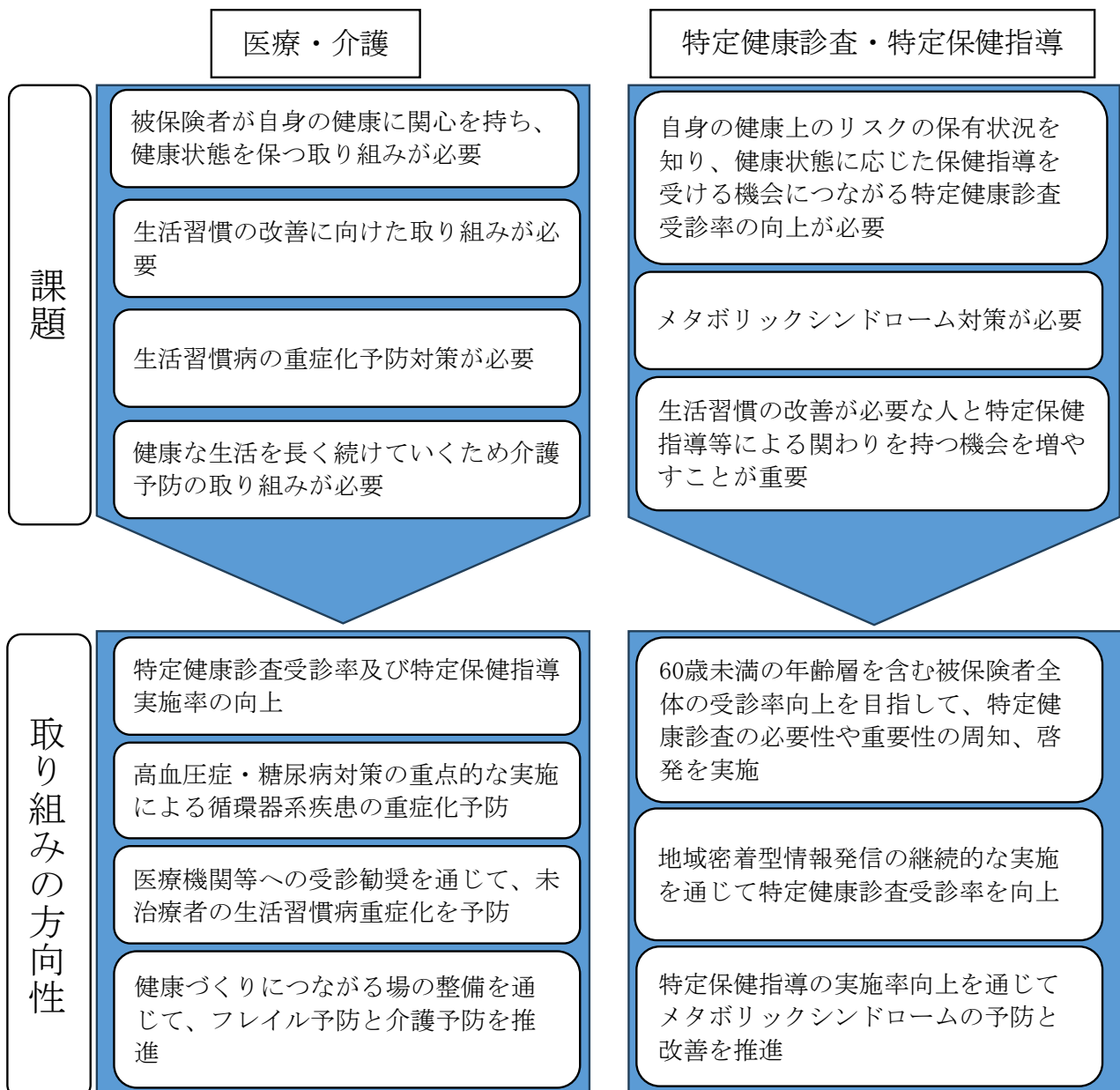
第3期須賀川市国民健康保険データヘルス計画（以下、「本計画」）は、生活習慣病の発症及び重症化予防を図り、国民健康保険（以下、「国保」）被保険者の健康増進及び医療費の適正化を目的とする。

II 計画期間

計画期間は2024(令和6)年度から2029(令和11)年度までの6年間とする。

2024(令和6)年度から2026(令和8)年度までを前期、2027(令和9)年度から2029(令和11)年度までを後期に区分けし、前期が終了となる2026(令和8)年度に中間評価を実施する。

III 健康課題と取り組みの方向性



IV 第3期計画の目標

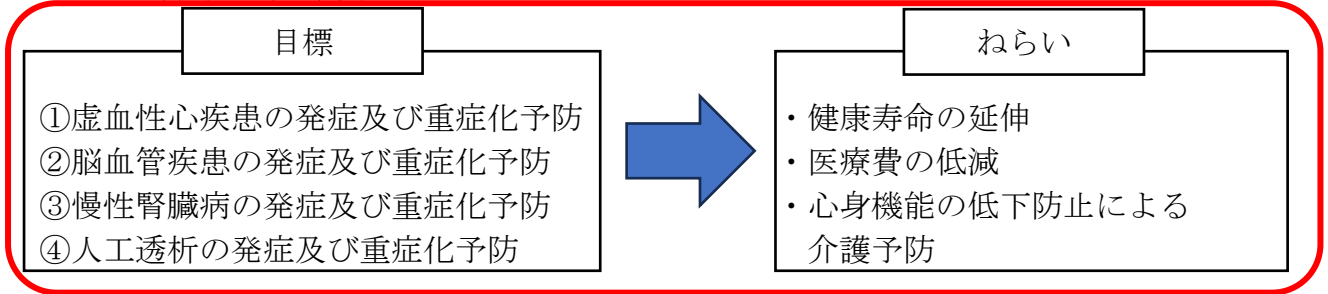
1 大目標

- ①国保被保険者の健康増進
- ②医療費の適正化



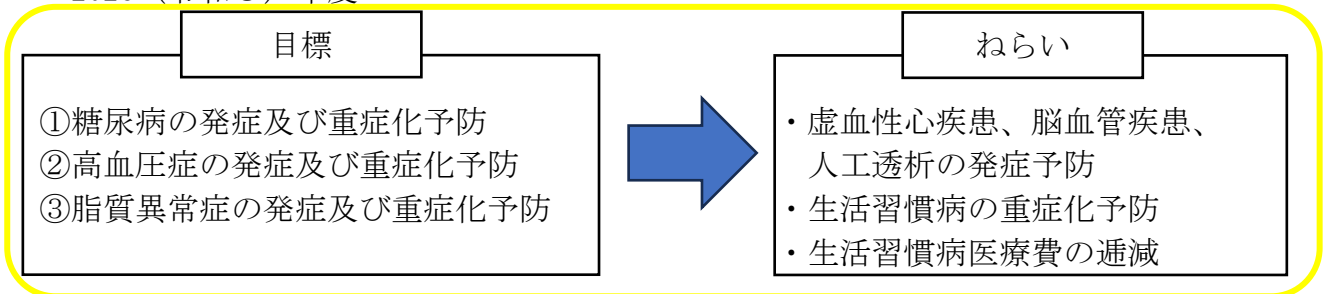
2 長期目標

2029（令和11）年度



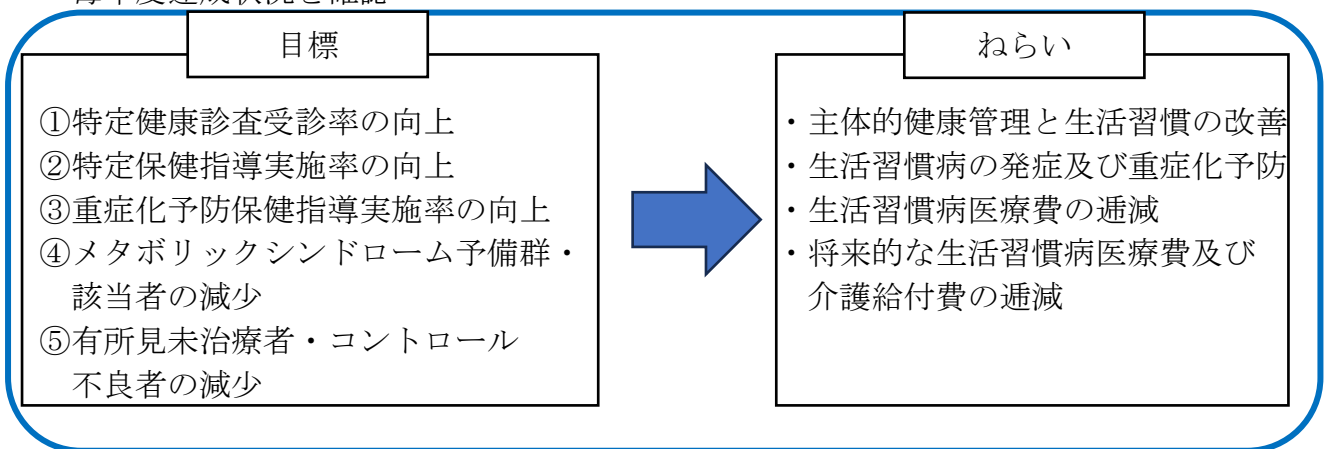
3 中期目標

2026（令和8）年度



4 短期目標

毎年度達成状況を確認



5 第3期計画のロジックモデル

(1) 健康状態の改善

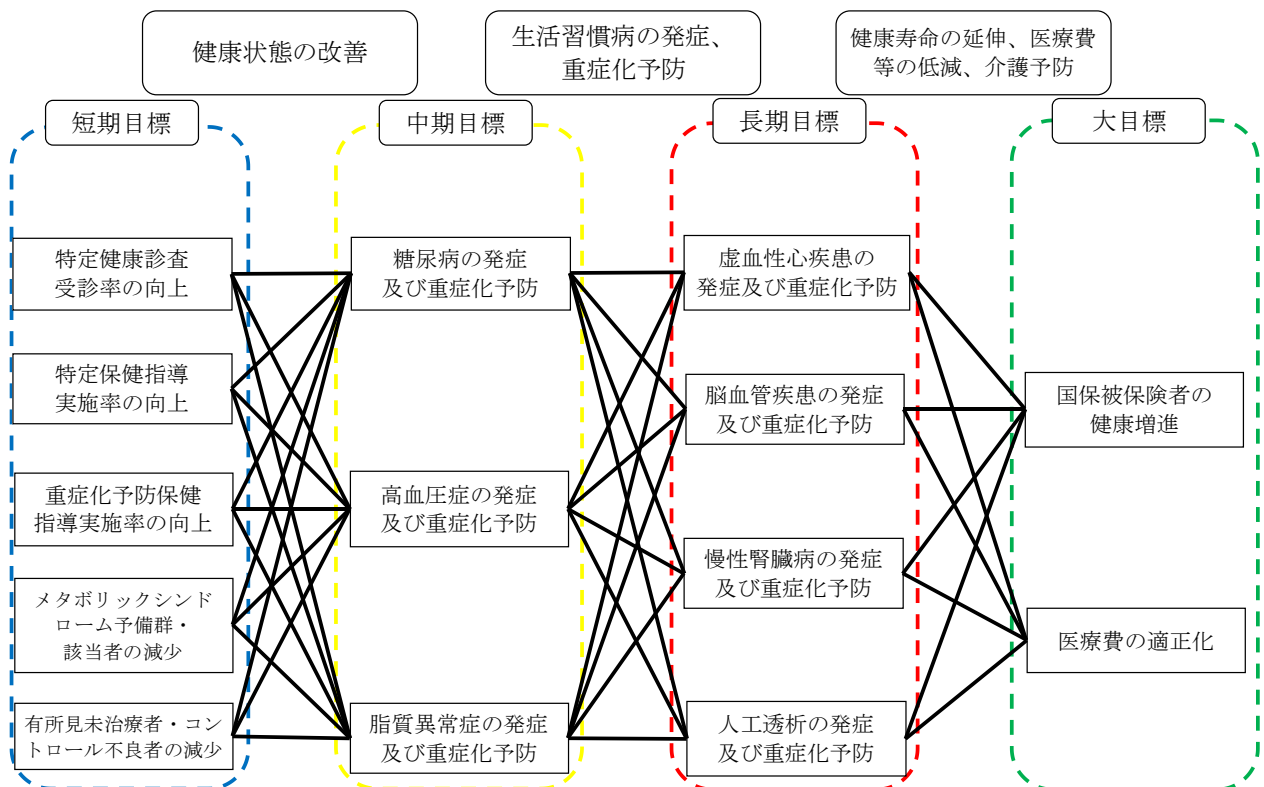
- ・特定健康診査の受診率向上を通して被保険者が自身の健康状態を把握し、主体的な健康の管理や生活習慣の改善につなげる機会を増やす。
- ・特定保健指導及び重症化予防保健指導の実施率向上を通して、被保険者の生活習慣の改善等を支援する。
- ・メタボリックシンドローム予備群・該当者や有所見未治療者・コントロール不良者等の健康上のリスクが高い者に対する保健指導や医療機関等への受診勧奨を通して生活習慣病の発症や重症化を予防する。

(2) 生活習慣病の発症、重症化予防

- ・糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の基礎疾患の段階で患者数の抑制や重症化予防に取り組むことで、医療費が高額であり介護を必要とする状態につながりやすい虚血性心疾患等の生活習慣病重症化疾患の発症を予防する。

(3) 健康寿命の延伸、医療費等の低減、介護予防

- ・生活習慣病の発症及び重症化予防を通して、死亡や介護を必要とする状態となるリスクを軽減し、健康寿命の延伸を図る。
- ・健康寿命の延伸、医療費等の低減や介護予防の実現を通して本計画の目的である国保被保険者の健康増進と医療費の適正化を目指す。



V 第3期計画の保健事業

個別保健事業	事業内容
特定健康診査事業	40歳から74歳の国保被保険者を対象として特定健康診査受診券を交付 健診結果と合わせて生活習慣改善のための情報提供を実施
特定健康診査未受診者対策事業	特定健康診査未受診者に特定健康診査の受診勧奨通知を送付
特定保健指導事業	特定健康診査の結果、健康へのリスクが高い者に対して保健指導を実施
特定健康診査等事後支援事業	健診異常値放置者及びハイリスク値放置者に医療機関等への受診勧奨を実施
受診行動適正化指導事業	重複・頻回受診者に受診行動の適正化を促すため保健指導を実施
ジェネリック医薬品差額通知事業	ジェネリック医薬品への切り替えにより薬剤費の軽減が見込める者に切り替えを促すため通知を送付
糖尿病性腎症重症化予防事業	糖尿病未治療者及び受診中断者に医療機関等の受診を勧奨 健康上のリスクが高いものについては保健指導を実施
地域介護予防活動支援事業	高齢者が自立した生活を送ることができるようにするため、自主的な活動に取り組める場である「通いの場」の支援や社会参加の場を提供
地域リハビリテーション活動支援事業	地域の介護予防に対する意識を高めるため、65歳以上の高齢者や介護保険事業所等に介護予防について理解する機会を提供

VI 計画の公表・周知

本計画はホームページ等で公表するとともに、様々な機会を通じて周知を図る。

VII 個人情報の保護

本計画に関わる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」、「須賀川市個人情報の保護に関する法律施行条例」、「須賀川市情報セキュリティポリシー」に基づき、適切に管理する。

VIII 事業運営上の留意事項

・ライフコースアプローチ¹を踏まえた健康づくりの推進

乳幼児期から学童・思春期にかけての生活習慣が生涯の健康状態に大きく影響することから、こども世代に対して運動や食事、歯みがき等の習慣の改善及び定着につながる取り組みを実施する。具体的には保育施設（こども園、幼稚園等）や小・中学校での運動時間の確保による肥満対策や食育教室、喫煙防止教育の実施、保育施設（こども園、幼稚園等）での歯みがき教室やフッ化物を活用した子どものむし歯予防等を行う。

若い世代へは疾病予防を意識した食事の献立や減塩料理等の情報提供を行う健康教室の実施や、特定健康診査やがん等の各種健(検)診の受診勧奨を通じて生活習慣の改善や疾病の早期発見による重症化予防につなげる。

高齢者世代へは病気やけが等による生活機能の低下を防ぐための健康づくりやフレイル予防の取り組みを行う。高齢者が住み慣れた地域で自立し、いきいきと健やかな生活を過ごすため、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の各分野が互いに連携しながら支援する「地域包括ケアシステム」の深化・推進に努めており、高齢者ができる限り健康を維持し、介護が必要な状態とならないよう、健康維持と介護予防を総合的に推進する。

具体的には、65歳以上の高齢者に対して、地域活動や就労、生涯学習・スポーツや文化活動などへの社会参加や「通いの場」等での活動を支援するとともに、あわせて地域の介護予防を推進する支え手や担い手の発掘と育成を推進する。

また、フレイル予防や自立支援のための効果的なりハビリテーションの方法等の介護予防に関する知識の普及啓発活動により、健康づくりに対する意識の向上や生活習慣病の予防・重症化を防ぐ取り組みの推進・強化を図るとともに、介護予防・重度化の防止を目指す。

IX 計画の推進体制

国保被保険者の健康増進を図るため、国保担当課が主体となり、保健衛生担当課や介護担当課と協力、連携して計画の見直し等を行う。国保担当課は医療費等の分析を行い、その結果を保健衛生担当課及び介護担当課と共有して、効果的、効率的な保健事業の実施を推進する。

X 計画の進行管理

特定健康診査の結果及び医療費等の分析に基づき、各保健事業をPDCAサイクルで効果的、効率的に実施するとともに、必要に応じて適宜見直しを図る。

¹ 胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯をつなげて考える支援のこと。